

国水環防第7号
平成29年6月19日

各都道府県 水防担当部局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第二版）について（通知）

洪水ハザードマップの更なる普及浸透、及び住民等の水害に対する危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、平成十八年に「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報を標示するまるごとまちごとハザードマップの取組を推進してきたところです。

平成二十七年九月関東・東北豪雨災害においては、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し救助されるなど、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになりました。また、平成二十八年八月の北海道・東北地方をおそった一連の台風により甚大な被害が発生したことを受け、平成二十九年の水防法改正において、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板等により住民等へ周知することとなりました。

このような背景を踏まえ、まるごとまちごとハザードマップの取組をさらに促進していくために、これまでの取組を事例集としてとりまとめるとともに、市町村と河川管理者等との役割分担を明確にし、取組の実施に係る検討や作業等の流れを具体化・詳細化するなど、市町村がより円滑に取組を進められるよう手引きを改定したので通知します。

貴管内関係市町村への周知とあわせて、まるごとまちごとハザードマップの取組が進むよう引き続き支援方よろしく申し上げます。